

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月15日

福岡県知事 殿

提出者

住所 福岡県遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1

氏名 社会医療法人財団池友会

福岡新水巻病院

院長 藤井 茂

電話番号 093-203-2220

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人財団 池友会 福岡新水巻病院
事業場の所在地	福岡県遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	227床
③従業員数	765名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内医療業務によって発生する感染性廃棄物を収集運搬業者と委託契約し、収集運搬を依頼する。収集運搬業者は、収集した感染性廃棄物を委託契約している中間処理業者に搬入し、焼却処理を実施後、中間処理場の契約する最終処分場にて管理型埋立を実施する

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和元年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	126.241 t	t

(これまでに実施した取組)

- ・現場職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導
- ・収集運搬業者より講師派遣による新入社員研修会の実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	123.000 t	t

(今後実施する予定の取組)

感染性廃棄物専用容器への非感染性廃棄物混入廃棄防止の為の指導・教育・抜き打ちチェックによる問題点の洗い出し

- ・院内委員会における幹部現場職員への指導強化
現場職員へのわかりやすい分別一覧表作成・指導
- ・収集運搬業者より講師派遣による研修会の継続実施
現場職員の共通した分別知識・コスト意識の向上を図る

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・現場職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導
- ・幹部職員による抜き打ちチェック・その場での指導

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・収集運搬業者より講師派遣による感染性廃棄物研修会の実施。
特に新人職員への分別の必要性の植え付け・コスト意識の定着
- ・分別に関する資料（分別一覧表等）のチェック・検討
- ・幹部職員による分別状況の抜き打ちチェック・指導の強化

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	126.241 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	126.241 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>・委託業者については収集運搬業者・中間処理業者共に県及び政令都市の正規の許可を取得している業者であることを確認して委託契約を締結している。</p>			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	123.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	123.000 t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も正規の許可取得業者に限って業者選択の対象とする。 これを前提として 収集運搬業者については、当病院の排出規模に対応できる業者を選択する（収集体制・緊急体制等）。 処理業者においては中間処理方法・最終処分方法を確認し職員が直接確認した上で決定する。 優良企業認定を取得している業者を優先選択する。 ・分別指導の強化、感染容器1個の廃棄物廃棄投入量の確認・指導 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	126.241 t
	(今後実施する予定の取組等)	
電子マニフェストの照会で、排出情報を元に排出削減計画に活かす。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- ・ 感染性廃棄物の処理に係る責任者及び管理組織

